第2章第10節第75中「(注48)」を「(注51)」に改め、同節第75の(1)中「第84」を「第85」に改め、「会計処理」の次に「及び「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」」を加え、同節第75の⑯を⑰とし、同節第75の⑧から⑮までを1ずつ繰り下げ、(7)の次に次のように加え、同節第75の<注48>を<注51>とし、同節第75を第76とする。

(8)　資産除去債務の明細

第2章第9節第74中「(注47)」を「(注50)」に改め、同節第74の<注47>の②中「第78」を「第79」に、「第79」を「第80」に、「第80」を「第81」に、「第84」を「第85」に改め、「及び損益外減損損失累計額」を「及び損益外減損損失累計額並びに「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額」に改め、同節第74の<注47>を<注50>とし、同節第75を第75とする。

第2章第9節第73中Ⅵを Ⅶとし、Ⅴを Ⅵとし、Ⅳを Ⅴとし、Ⅲの次に次のように加え、同節第73を第74とする。

Ⅳ　損益外利息費用相当額　　×××

第2章第9節第72の1中「損益外減損損失相当額」の次に「、損益外利息費用相当額」を加え、同節第72を第73とする。

第2章第8節第71を第72とし、同節第68から第70までを1ずつ繰り下げる。

第2章第7節第67の(2)中「(注46)」を「(注49)」に改め、同節第67の<注46>に次のように加え、同節第67を第68とする。

(5)　重要な資産除去債務の計上

第2章第7節第66中

「　工事負担金等の精算による返還金の支出
　・・・・・・・・・・・・・・・・　－×××
　　×××」　を

「　工事負担金等の精算による返還金の支出　－×××
　資産除去債務の履行による支出　　－×××　に
　・・・・・・・・・・・・・・・・　×××」

改め、同節第66を第67とする。

第2章第7節第65を第66とする。

第2章第7節第64の1中「(注41)」を「(注44)」に改め、同節第64の2中「(注42)」を「(注45)」に改め、同節第64の3中「(注43)」を「(注46)」に改め、同節第64の4中「(注44)」を「(注47)」に改め、同節第64の6中「(注45)」を「(注48)」に改め、同節第64の<注45>を<注48>とし、同節第64の<注44>を<注47>とし、同節第64の<注43>の⑪の次に次のように加え、同節第64の<注43>を<注46>とする。

⑫　資産除去債務の履行による支出

第2章第7節第64の<注42>中「第82」を「第83」に改め、同節第64の<注42>を<注45>とし、同節第64の<注41>を<注44>とし、同節第64を第65とする。

第2章第6節第63を第64とし、同節第62を第63とする。

第2章第6節第61の1中「第78」を「第79」に改め、同節第61の3中「第80」を「第81」に改め、同節第61の4中「第82」を「第83」に改め、同節第61を第62とする。

第2章第6節第60の3中「(注40)」を「(注43)」に改め、同節第60の<注40>を<注43>とし、同節第60を第61とする。

第2章第6節第59を第60とし、同節第58を第59とし、同節第57を第58とする。

第2章第5節第56中

「　引当金
　　退職給付引当金　　×××
　　追加退職給付引当金　　×××

（何）引当金
・・・
長期未払金
引当金
　退職給付引当金　　×××
　追加退職給付引当金　　×××
　　（何）引当金　　×××
・・・　　×××
資産除去債務　　×××
長期未払金　　×××
引当金　　×××
　（何）引当金　　×××
・・・　　×××」
資産除去債務
・・・
損益外減損損失累計額（－）　－×××
　資本剰余金合計　　×××」　を
　損益外減損損失累計額（－）　－×××
　損益外利息費用累計額（－）　－×××　に
　資本剰余金合計　　×××」

改め、同節第56や第57とする。

第2章第5節第55の2中「第84」を「第85」に改め、「損益外減損損失相当額の累計額」の次に「及び「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額」を、「損益外減損損失累計額」の次に「及び損益外利息費用累計額」を加え、同節第55を第56とする。

第2章第5節第54の1の⑨を⑩とし、⑧の次に次のように加える。

(9)　資産除去債務

第2章第5節第54の2の⑮を⑯とし、⑭の次に次のように加え、同節第54を第55とする。

⑮　資産除去債務

第2章第5節第53の1中「(注39)」を「(注42)」に改め、同節第53の<注39>を<注42>とし、同節第53を第54とする。

第2章第5節第52を第53とし、同節第46から第51までを1ずつ繰り下げる。

第2章第4節第45中「(注38)」を「(注41)」に改め、同節第45の<注38>を<注41>とし、同節第45を第46とする。

第2章第4節第44を第45とする。

第2章第4節第43中「(注37)」を「(注40)」に改め、同節第43の<注37>を<注40>とし、同節第43を第44とする。

第2章第4節第42を第43とし、同節第41を第42とする。

第2章第4節第40の4中「(注36)」を「(注39)」に改め、同節第40の<注36>を<注39>とし、同節第40を第41とする。

第2章第4節第39を第40とする。

第2章第3節第38を第39とし、同節第37を第38とする。